

令和5年第3回定例会（9月14日召集）

○質問 上杉達則議員「農業と福祉の連携について」

農業で障がい者の就労や生きがいの場をつくる「農福連携」に取り組む事業者が2022年全国で6000件を超え、上川管内でも広がりを見せていて管内で「農福連携」に取り組む事業所は25カ所、農業者側が障がい者を雇用したり、農作業を請負ってもらったり、年々、件数は増加傾向にあります。

農業者は、人手確保につながり、福祉事業者側は利用者の収入アップになることから、双方の取り組みを後押しする自治体も増えている。

一方、作業場の環境整備や双方をつなぐ人材の育成など、課題も多くある。

当町も、基幹産業の農業を持続可能なものにしていくうえで「農福連携」は、必要な施策と考えますが、町長の考えをお聞きしたい。

○答弁 村椿哲朗町長

農業と福祉の連携、いわゆる農福連携は、障がい者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みで、障がい者の就労や生きがい等の場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるものとして、取り組みは全国的に年々増加傾向にあります。

その一方、農福連携を推進していくうえで、双方のマッチングとマネジメントを行う、コーディネーターの育成が課題とされており、上川管内では令和3年度より「上川農福連携推進地域連絡会議」が設置され、農福連携のコーディネート機能について協議されてきた状況もあり、町内の一部の生産者において農福連携に取り組む事例が出てきております。

当麻農業においては、そ菜・花きの共同選果作業の機械化に先進的に取り組んでいるほか、きゅうりヘルパー制度の導入など早くから労働力確保対策に取り組んできたこともあり、現時点で農福連携を強く希望する意見は出てきておりません。また、町内の障がい者就労支援事業所においても、農業分野における作業の希望はなく、農福連携の機運が成熟した状況とはなっておりません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、基幹産業である農業を持続可能なものとしていくことは、まちづくりの根幹に関わっていくことであり、農福連携を含めた様々な施策の評価検討が必要となってきますが、今後、農業分野においては、生産コストの高騰や2024年問題をはじめとする農作物輸送問題など、目まぐるしく変化する社会情勢の中においても、常に先を見据えた対策の展開が必要となってまいります。

これらのことを検討しつつ、農福連携においては、受け入れる農業者側と、作業を行う福祉事業者側の、相互理解の醸成が必要不可欠なものでありますので、引続き動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○質問 加藤 功議員「町民の未来に向けての展望について」

町長の任期も残すところ4カ月余りとなりました。何事においてもそうですが、一期目というのは大変な労力を費やすものです。

町民から「もう3年にもなるのだから、村椿カラーを出してやってほしい」という声を多く聞きます。よく引用される「食育・木育・花育」は前町長の功績であり、当時と現在ではとりまく状況も厳しくなっています。

町民は町の未来に向けた展望を求めています。これからは「人口減少」と「高齢化」に対して、どういう対策をたてるか重要になってくると思います。

当麻町は福祉関係の施設の多い町です。これらの利点を生かし、例えば「福祉全道一の町をめざす」を目標に行政と町民が一緒になって努力すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

加藤議員のご質問にお答えします。

私は自身の町長選挙出馬に向けての立起表明、演説の際、そして、当選させていただき今日に至るまでブレずに一貫して、述べていることがあります。それは、行政・関係機関・民間事業者・町民のみなさんが一体となった、「食育・木育・花育」当麻町独自のまちづくり、3育の推進です。

私は町職員時代、十数年ほど前からとなりますが、菊川前町長の下で地方創生、新たな発想によるチャレンジをさせていただきました。その中で私から、地域資源を生かしたまちづくり、魅力的で住みよい環境をPRするためにご提案させていただいたものが「食育・木育・花育」の元となる考えでした。

この考えをもとに当時、停滞していたニュータウンとうまの分譲促進、インターネットなどを活用した子育て環境の充実や町の知名度向上への広報活動、さらには3育の拠点となる施設整備まで、官民連携の力を取り入れ、チーム当麻町役場の一員として進めてまいった私自身の経緯があります。

ですから、私ははっきり申し上げます。私のカラーはまさに、「食育・木育・花育」当麻町ならではの独自のまちづくりです。菊川前町長からバトンを受け継ぎ私が先頭に立ち、町民みなさん、関係・交流人口と言われる当麻町ファンのみなさんの期待に応えてまいる、その思いです。

人口減少・少子高齢化は大きな課題ですが、当麻町は着実に成果を出しています。転入者が転出者を上回る社会増について、総務省による人口動態調査において、近年、社会増を複数回記録しています。

出生者数を上回る高齢の方の死亡者数が多い自然減の影響が大きく、人口減少は進んでいますが、社会増により人口減少ペースを抑えることができていることは、食育・木育・花育による当麻町ならではのまちづくりが、非常に良い方向に向かっている証であると、私はとらえています。

当麻町ならではの特色あるまちづくり。今後も真摯に向き合い、当麻町の未来、令和の新時代を切り開くため、チャレンジしてまいります。

○質問 澤田なぎさ議員「認知症対策について」

認知症の人が希望をもって暮らせるように、国や自治体の取り組みを定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が、本年6月14日に成立しました。

認知症の人は年々増加傾向にあり、世界で最も高齢化が進んでいる日本では、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となる2025年には65歳以上の5人に1人、約700万人が認知症になると推計されています。

誰がなってもおかしくないと言える状況にあり、根本的な治療法は確立されておらず日本だけでなく世界共通の課題となっています。

認知症基本法では法律の目的について「認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう施策を総合的に推進する」と明記しており、国には認知症基本計画を作るよう義務づけ、都道府県や市町村については計画策定を努力義務としています。

その上で基本法のポイントとして、国民の理解の促進・生活におけるバリアフリー化の推進・社会に参加する機会の確保・医療や福祉サービスの提供体制の整備・認知症の人や家族などの相談態勢の整備など、8つの項目を基本施策に掲げています。

他人事でない認知症です。私たちにできることを考え、誰もが住みやすい環境になるよう理解し協力し合うことが大切だと思います。

また、成立した認知症基本法の制定は、社会全体の意識変革につながる大きな意義があると思います。

市町村は努力義務となっていますが、当町では認知症対策や計画策定はどうされるのか、考えはあるのかお伺いします。

○答弁 村椿哲朗町長

澤田議員のご質問にお答えします。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は、『認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進』することを目的としており、その内容は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会を実現する、というものであり、そのための認知症施策を国・地方が一体となって講じていくものであります。

議員のご質問にございました、本町での認知症基本計画につきましては、国及び道で策定する基本計画を基に、策定してまいります。

また、本町での認知症対策についてであります。認知症と介護保険には密接な関係があると言え、現在進行している第8期当麻町高齢者福祉・介護保険事業計画では、策定の基本指針として「認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進」を掲げております。

この計画に則り、本町で取り組みをすすめている認知症対策といたしましては、地域包括支援センターを拠点に据え、認知症予防としての認知症予防教室をはじめとする各教室の運営、権利擁護としての成年後見制度の活用支援、認知症の早期診断・早期対応などの支援体制として認知症初期

集中支援チームの配置、認知症地域支援推進員及び認知症サポーターの養成、企業などと協定を結んだ高齢者あんしん見守り活動などのほか、令和5年3月には、認知症の人とその家族の不安を少しでも軽くできるよう、認知症やその症状に応じて利用できるサービスや支援についてまとめた「認知症ケアパス」を作成し、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるための支援を展開しているところであります。

これらは、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」で位置付けられる8つの基本的施策のうち大半を実施しており、今後も本町の認知症対策として引き続き実施していくものでありますので、ご理解願います。

○質問 澤田なぎさ議員「带状疱疹ワクチン公費助成について」

最近、新型コロナワクチン接種と带状疱疹発症の関係性について、コロナワクチン接種後に带状疱疹発症が増えていると報道番組で取り上げられていました。

米国の調査ではありますが、50歳以上で新型コロナウイルス感染症と診断された人は、带状疱疹発症のリスクが高い可能性があるとの報告されています。

また、带状疱疹の予防として带状疱疹ワクチン接種に関するテレビCMなどが目に止まることが多くなりました。

带状疱疹は、水疱瘡と同じウイルスで起こる皮膚の病気で、身体の左右どちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水ぶくれが多数集まって帯状に生じます。

症状の多くは上半身に現れ、顔面、特に目の周りにも現れることがあります。多くの場合皮膚症状が治ると痛みも消えますが、神経の損傷によってその後も痛みが続くことがあり、これは带状疱疹後神経痛（PHN）と呼ばれ最も頻度の高い合併症であります。また、带状疱疹が現れる部位によって角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすことがあります。

加齢、疲労、ストレス、また糖尿病や癌などの免疫力が低下する病気が原因になることもあり、日本では80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われています。

带状疱疹の予防には、主に50歳以上の方を対象としたワクチンがあり、ワクチンを接種することで発症予防、重症化予防が期待できるとされています。

国内で使用されている带状疱疹予防ワクチンは現在2つの製品があり、生ワクチンで約8千円程度、不活化ワクチンは約2万円と高額でしかも2回接種ですが、生ワクチンと比べると予防効果が高く、効果は7年から10年とも言われていて、癌や膠原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れているそうです。

接種費用の一部助成は全国的に2020年3月から始まり、現在、272自治体に広がっています。

北海道は30自治体で、近隣では鷹栖町が2023年4月から生ワクチン3500円、不活化ワクチン1万円×2回を、愛別町も2023年6月から生ワクチン4千円の公費助成を導入しています。

当麻町としても町民の健康を守るために、一定の年齢層を対象に、带状疱疹ワクチン接種の助成を進めるべきと考えますが町の見解を伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

澤田議員のご質問にお答えします。

带状疱疹の発症割合は50歳以上が全体の7割を占めており、60代、70代と年齢を重ねるごとに発症率が増加します。带状疱疹の治療薬として、ウイルスの増殖を抑制する抗ウイルス薬の服用がありますが、皮膚の症状が治まった後も長期間にわたって痛みが持続する「带状疱疹後神経痛（PHN）」といった後遺症が残るケースも少なくありません。痛みなどの症状が残ると、日常生活に支障をきたすことがあるため、带状疱疹の発症自体を予防していくことが重要です。特に高齢者では、治療が長引く可能性があるほか、「带状疱疹後神経痛（PHN）」への移行リスクも高くなるといわれており、带状疱疹の発症予防の重要性は高いと考えられます。

带状疱疹の予防には、規則正しい生活習慣や適度な運動に加え、50歳を過ぎた方には带状疱疹のワクチン接種があります。

ワクチン接種の効果としましては、ウイルスに対する免疫力を高め、発症予防・重症化予防が期待できるとされております。

現在、带状疱疹ワクチンは、任意接種となっており、厚生労働省の厚生科学審議会におきまして定期接種化に向け検討が進められておりますが、当町におきましては、町民の疾病予防・健康保持のため、带状疱疹ワクチン接種の助成について検討してまいりますのでご理解願います。

○質問 深谷俊文議員「移住、定住、人材育成施策としての奨学金返還支援制度について」

大学や専門学校などの授業料等に対する奨学金事業を行う、独立行政法人日本学生支援機構の資料によりますと、令和3年度の奨学金（貸与型）を利用している大学生の割合は、およそ50%程度となっており、年々増加傾向であるとのこと。個人差もあると思われませんが、奨学金の平均貸与額は、無利子の第一種で216万円、有利子の第二種で337万円ほどと大きな額となっているところ。希望をもって社会人生活のスタートを切ると同時に奨学金返還の不安を抱えることと思います。

道内一部の自治体においては、奨学金の返還支援や自治体独自の奨学金制度を有し、卒業後、その地元自治体に引き続き居住、就業することで奨学金の一部返済免除を制度化している事例があるとお聞きします。

具体的な支援額は、「年間返還額の2分の1以内の額、上限15万円を3年間」、や「年間返還額、上限24万円を最長3年間」などとなっております。

町が進める移住、定住、人材育成の一施策として、例えば町内在住、近隣1市8町からなる旭川大雪圏域連携中枢都市圏での就労を条件とし、奨学金の返還支援を行うことで若者の不安を緩和するとともに、IターンやUターンを含めた町内各産業の人材確保、人材育成に繋がると思います。

ついては、奨学金利用者の町民、また町内への移住、定住者への奨学金返還への助成、補助、一部免除についての考えをお持ちか町長に伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

深谷議員のご質問にお答えします。

国は、域内の企業へ若者が就職する場合等に、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地方企業への就職やU I Jターンを促す、奨学金返還支援による若者の地方定着を推進しております。

令和4年6月現在の取組自治体数は、全道で91団体、上川管内で14団体となっており増加傾向にあります。

これまで、当麻町では人口減少対策としまして、子ども医療費助成事業や高校生就学支援事業などの子育て支援、町産材活用促進事業や未来へつなぐ宅地循環促進事業などの移住定住施策など魅力あるまちづくりを進めております。

議員ご質問の奨学金返還支援制度につきましては、移住定住対策と雇用促進による地域産業の振興に有効な取組みと考え検討してまいりますのでご理解願います。